

外国人労働者の適切な雇用管理について

令和7年度外国人雇用管理WEBセミナー 令和7年11月26日

厚生労働省 熊本労働局 職業安定部職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の内容

1. 事業主に求められる対応…………… 1
2. 外国人雇用状況の届出…………… 3
3. 適切な雇用管理…………… 1 0
4. 各種支援策について…………… 1 4

事業主に求められる対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主に求められる対応

1. 雇入れ・離職時の届出 【外国人雇用状況の届出】

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第28条)

2. 適切な雇用管理 【外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針】

事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない。(同第7条)

厚生労働大臣は、前条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。(同第8条)

外国人雇用状況の届出

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人雇用状況の届出

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

届出の対象

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域
- ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号 ⑨雇入れ又は離職年月日
- ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

届出事項の確認・記載方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示**を求め、届け出る事項を確認してください。

なお、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カード、旅券（パスポート）**または**資格外活動許可書**などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。
②	在留資格等	在留カードの②「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※ ¹ に記載されたとおりの内容を記入してください。 ※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。 在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書※ ² で、それぞれ確認し、記入してください。
③	在留期間等	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※ ¹ に記載されたとおりの内容を記入してください。 ※「被監理者」の場合は監理措置の期間、「仮滞在許可者」の場合は仮滞在期間を記載してください。
④ ⑤ ⑥	生年月日 性別 国籍・地域	在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。
⑦	資格外活動許可 または 報酬活動許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書※ ³ または旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印※ ⁴ 等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。 ※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合は報酬活動許可を受けているかご確認ください。
⑧	在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。

確認のための書類（見本）

日本国政府 在留カード RESIDENCE CARD

⑧ 番号 AB12345678CD

① 氏名 TURNER ELIZABETH

④ 生年月日 1985年12月31日 性別 女 国籍・地域 米国

⑤ 住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号

② 在留資格 留学 STATUS Student

③ 在留期間（満了日） 4年3月（2023年07月01日）

許可の種類 在留期間更新許可（東京出入国在留管理局長）

許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日

このカードは 2023年07月01日まで有効 です。

見本・SAMPLE

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

⑦ 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

在留資格変更許可申請中

⑧ 令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出においては、在留カード番号の記載が必要です。

※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR

上陸許可 LANDING PERMISSION

③ 許可年月日 1 JUL 2017

② 在留資格 短期滞在

在留期間 90 days

ZZAD9876543

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指定書 DESIGNATION

氏名 Name

国籍 Nationality

出入国管理及び難民認定法第15条の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本条において指定される活動を行うことができる。

According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above person is permitted to engage in the activities designated as follows.

日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国及び香港特別行政区に付するワーキングホリデーに関する付上、ワーキングホリデー名証に付する日本国政府と大韓民国政府若しくはフランス共和国政府との間の協定の適用を受ける者又は平成21年4月31日付け外務省令中第3653号によりワーキングホリデー名証の発給を受けた内閣府令が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を確保するため必要範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業若しくは同条第8項に規定する娯楽型風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型風俗特殊営業若しくは同条第10項に規定する無店舗型風俗特殊営業に規定するものを除く。）

日本国法務大臣 MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

別記第二十九号様式（第15条関係）

日本国政府法務省

資格外活動許可書

許可番号

1 国籍・地域

2 氏名

3 性別・生年・月

4 生年月日

5 住居地

6 在留資格

7 上陸（在留）許可年月日

8 現在に在る在留期間

9 在留期間満了日

10 現在に在る活動の内容（在留期間満了後にはその活動）

11 新たに許可された活動の内容

12 許可の期限

出入国管理及び難民認定法第15条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。

ただし、上記の活動を行う際、本許可書を携帯しなければなりません。

日本国政府法務省

（注）用紙の大きさは、標準縦横比率の倍とする。

⑦ 許可番号 資永〇-000001号

在留資格 家族滞在

1 新たに許可された活動内容

1週に28時間以内の収入を伴う事業又は報酬を受ける活動（風俗営業、店舗型風俗特殊営業、娯楽型風俗特殊営業以外の性風俗関連特殊営業に従事するものを除く。）

4. 許可期限 2020年03月31日

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。

2020年01月01日 日本出入国在留管理局

HYYK0000011

届出の方法について（雇用保険の被保険者となる外国人の場合①）

雇入れ時

届出方法	雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）の「17」～「23」欄に「国籍・地域」や「在留資格等」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったことになります。ただし、以下の場合は記入不要です。 外国人雇用状況届出の対象外の方（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方）
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。 ※雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です。
届出期限	雇い入れた日の翌月10日まで。

「17」～「23」欄

17欄から23欄までは、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

17. 被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名〔続き（ローマ字）〕

18. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

19. 在留期間 西暦 年 月 日 まで

20. 資格外活動の許可の有無 ☐ (1 有) ☐ (2 無)

21. 派遣・請負就労区分 ☐ (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合) ☐ (2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域 ()

23. 在留資格 ()

雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）

様式第2号（第6条関係） 雇用保険被保険者資格取得届

0123456789

（必ず第2面の注意事項を読んでから記入してください。）

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 取得区分

4. 被保険者氏名 フリガナ（カタカナ）

5. 変更後の氏名 フリガナ（カタカナ）

6. 性別

7. 生年月日

8. 事業所番号

9. 被保険者となったことの原因

10. 賃金（支払の形態＝賃金月額：単位千円）

11. 資格取得年月日

12. 雇用形態

13. 職種

14. 就業経路

15. 1週間の所定労働時間

16. 契約期間の定め

17. 被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名〔続き（ローマ字）〕

18. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

19. 在留期間

20. 資格外活動の許可の有無

21. 派遣・請負就労区分

22. 国籍・地域

23. 在留資格

24. 取得時被保険者種類

25. 番号複数取得

26. 国籍・地域コード

27. 在留資格コード

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

届出の方法について（雇用保険の被保険者となる外国人の場合②）

離職時

届出方法	雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「19」欄に「国籍・地域」や「在留資格等」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。 ※雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です。
届出期限	退職した日の翌々日から10日以内。

「14」～「19」欄

帳票種別 15105

14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）
被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）【続き】

15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）
16. 在留期間
17. 派遣・請負労務区分
18. 国籍・地域
19. 在留資格

雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）表面

様式第4号（第7条関係）（第1面）
雇用保険被保険者資格喪失届

帳票種別 15103

1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日

4. 離職年月日（元号 平成 5 令和） 5. 喪失原因 6. 離職票交付希望 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無

9. 新氏名 フリガナ（カタカナ）

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種別 12. 国籍・地域コード 13. 在留資格コード

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種別 経年年月日 官給安定所番号 雇用形態

被保険者の住所又は居所

住所欄

令和 年 月 日

事業主氏名

電話番号

公共職業安定所長 殿

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

社会保険 労務士 記載欄

雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）裏面

様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

帳票種別 15105

14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）
被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）【続き】

15. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）
16. 在留期間
17. 派遣・請負労務区分
18. 国籍・地域
19. 在留資格

届出の方法について（雇用保険の被保険者とならない外国人の場合）

雇入れ・離職時

届出方法

外国人雇用状況届出書（様式第3号）に、上記①～⑩の届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



届出先

当該外国人が勤務する事業所施設（支店、店舗、工場など）の住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。

届出期限

雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

外国人雇用状況届出（様式第3号）による届出はインターネットでも可能です。

雇用保険の被保険者とならない外国人の外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況システムを利用する」といつでも簡単に届出できます。



外国人雇用状況届出システム

検索



ただし、過去に一度でも「外国人雇用状況の届出」を行ったことのある事業主が、電子申請の利用を希望する場合は「外国人雇用状況届出電子届出切替・変更申請書」を提出する必要があります。

お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

外国人雇用状況届出書（様式第3号）

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇入れ
離職
に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ(カタカナ)			
①外国人の氏名 (ローマ字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)		年 月 日	⑤①の者の性別 1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無 1 有 ・ 2 無	
⑧①の者の 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)			

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 年 月 日
(西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日
年 月 日 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所	雇用保険適用事業所番号
	(名称)	□□□□-□□□□□□□□□□ ①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合 □
	(所在地)	
	主たる事務所 (名称)	TEL
	(所在地)	TEL
氏名		

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	公共職業安定所長 殿
--------------------	----------------------	----	------------

適切な雇用管理

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針①

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

指針の基本的な考え方

事業主は外国人労働者について、

- **労働関係法令および社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。**
- **外国人労働者が適切な労働条件および安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。**

指針で定める事項

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ❑ 外国人労働者の募集および採用の適正化 | ❑ 労働者派遣または請負を行う事業主にかかる留意事項 |
| ❑ 適正な労働条件の確保 | ❑ 外国人労働者の雇用状況届出 |
| ❑ 安全衛生の確保 | ❑ 外国人労働者の雇用労務責任者の選任 |
| ❑ 労働・社会保険の適用等 | ❑ 外国人労働者の在留資格に応じて講ずべき必要な措置 |
| ❑ 適切な人事管理、教育訓練福利厚生等 | |
| ❑ 解雇等の予防および再就職の援助 | |

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針②

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。

日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に則って適切に対応しましょう。人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇の予防と再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

参 考

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の全文は厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>



外国人労働者の雇用管理改善のポイントや取組み状況を確認するための「外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表（事業主用）」も厚生労働省ウェブサイトに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003486.docx>



＼ 無料オンラインセミナーのご案内 ／

外国人従業員とのコミュニケーションのコツ

2025年度厚生労働省委託
外国人就労・定着支援事業

日本語があまり話せない外国人とであっても上手にコミュニケーションが取れるようになるための、誰でも実践できる「コツ」を解説します。

外国人と一緒に働く上司・同僚の方はもちろん、外国人雇用を検討している事業者の皆さまも、ぜひご参加ください。

2/19（木）
14：00-15：00



詳しくは...

主催 一般財団法人日本国際協力センター
(JICE)



4

各種支援策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール

外国人労働者の悩みや戸惑いの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくためには、母国語を用いて説明することや、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得してもらうことが重要です。

以下の3つの支援ツールを是非ご活用ください。

外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集

1 採用、2 賃金、3 労働時間及び休暇、4 異動、退職及び解雇、5 安全衛生及び災害補償、6 ハラスメント、7 退職金、8 在留資格、9 正社員以外の働き方の全9カテゴリーの、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、
(1)事業主・人事担当者の方が、外国人社員に説明する前に読んで理解しておくことよいポイント
(2)実際に外国人の方にそのまま話したり見せたりして理解していただくことを目指した「やさしい日本語」による説明の例文や図表を紹介しています。

雇用管理に役立つ多言語用語集

人事・労務の場面でよく使用する労働関係、社会保険関係の用語約420語について、やさしい日本語のほか9言語（英語、韓国語、中国語（簡・繁）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語）により、定義・例文を検索できる用語集。
エクセルファイルのほか、厚生労働省ホームページにて、「カテゴリーから」又は「五十音順から」検索が可能。

モデル就業規則やさしい日本語版

外国人社員向け就業規則の作成に当たっては、モデル就業規則やさしい日本語版もご活用ください。

厚生労働省ホームページをご覧ください

外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール



外国人雇用管理アドバイザー

外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行います。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（相談費用無料）。訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

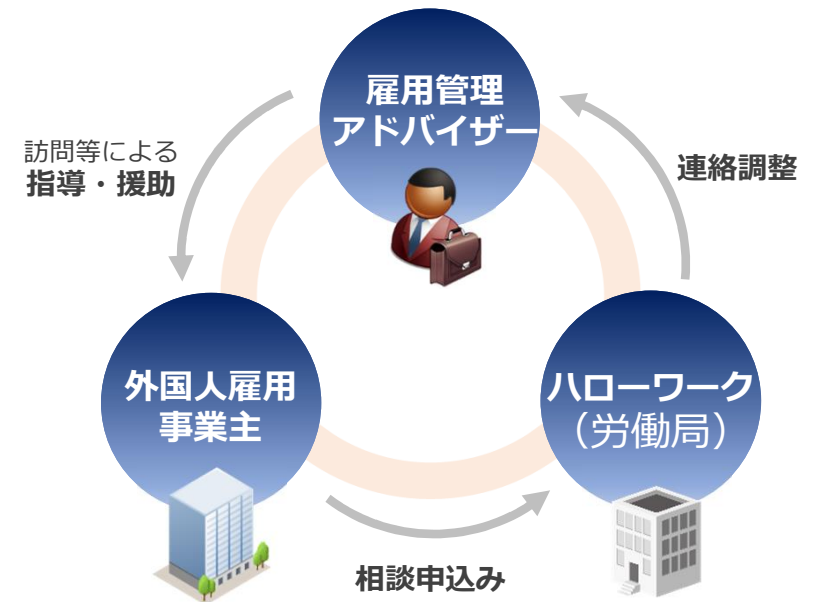
相談事例

〔雇用管理面での相談〕

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

〔職業生活面での相談〕

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図れば
いいか 等



人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

主な支給要件

- 1.外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主であること。
- 2.認定を受けた就労環境整備計画に基づき、外国人労働者に対する就労環境整備措置を新たに導入し、外国人労働者に対して実施すること。
 - ・必須メニュー： ■事業所ごとに雇用労務責任者を選任 ■就業規則等の多言語化を実施
 - ・選択メニュー： ①苦情・相談体制の整備 ②一時帰国のための休暇制度の整備 ③社内マニュアル・標識類等の多言語化
 - ※ ①～③のいずれかを実施
3. 就労環境整備計画期間終了後の一定期間経過後における外国人労働者の離職率が15%以下であること

支給額・対象となる経費

- 1.支給要件をすべて満たした場合に、1 制度導入につき20万円（上限80万円）を支給。
- 2.支給対象経費
 - ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費 ③ 翻訳料 ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る） ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

上記のほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの支給要件がありますので、助成金の活用を検討される場合は、必ず最新のパンフレットをご確認ください。

※問い合わせ先：熊本労働局職業安定部職業対策課助成金センター

TEL 096-312-0086



外国人に関する参考情報

雇用管理関係

外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール

①「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、②「雇用管理に役立つ多言語用語集」、③「モデル就業規則やさしい日本語版」を掲載



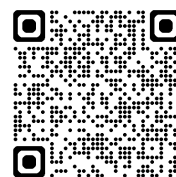
外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくべき12のポイントをまとめています。



高度外国人材にとって魅力ある就業環境を整備するために（好事例集）

高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。



事業主向け支援制度

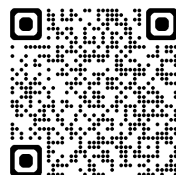
人材確保等支援助成金（外国人労働者就業環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就業環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。



働き方改革推進支援資金（融資制度）

外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する融資制度があります。（詳しくは日本政策金融公庫まで）



労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書・労働条件ハンドブック

労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。
（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語）



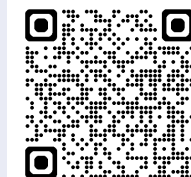
外国語版モデル就業規則

就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。
（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）



外国人労働者の安全衛生対策について

外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。



生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック

外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載しています。

